

## P L 共 済 約 款

- 第 1 章 用語の意義
- 第 2 章 共済契約のコース、限度額
- 第 3 章 共済金の支払い
- 第 4 章 共済期間及び共済掛金の払込み
- 第 5 章 共済契約者等の義務
- 第 6 章 共済契約の変更、無効、取消、解除又は解約
- 第 7 章 共済契約の無効等の場合の共済掛金の取扱い
- 第 8 章 事故発生時の手続、義務及び共済金請求
- 第 9 章 提携賠償責任保険への加入等
- 第 10 章 その他

P L 共 済 約 款

(2017年6月1日改正)

第1章 用語の意義

(用語の意義)  
第1条 この約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

| 用 語       | 意 義                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 共済契約者 | 本組合と共済契約を締結し、共済掛金を支払う者をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (2) 被共済者  | 共済の補償を受けることができる者をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (3) 共済年度  | 毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (4) 共済期間  | その期間に共済事故が生じた場合に支払いの責任を持つ期間をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (5) 共済金額  | 共済契約の締結時に共済契約者と本組合が約定した支払うべき共済金の額の最高限度額をいいます。これに基づき共済金を算出します。                                                                                                                                                                                                                        |
| (6) 対象製品  | 被共済者が日本国内において製造・加工・販売した次の製品（注）とします。<br>（1）米穀（玄米、精米、米の加工品）<br>（2）その他の製品（灯油、飲料水、麺類、砂糖類）<br>但し、次の製品は除外します。<br>①ガソリン、ガス、タンクローリー入り灯油等危険物類<br>②肥料、農薬類<br>③ガス器具類（ガスコンロ、ガス湯沸し器、風呂釜等）<br>④その他本組合が指定する製品<br>（注）「小売店包括コース」による場合の取引先が大規模小売店（百貨店、大手スーパー、コンビニエンスストア等）である場合については、被共済者が納入した製品のみとします。 |
| (7) 財物の損壊 | 財産的価値を有する有体物の滅失、損傷又は汚損をいい、盗取若しくは詐取されること又は紛失を含みません。                                                                                                                                                                                                                                   |
| (8) 身体の障害 | 身体の傷害及び疾病をいい、これらに起因する後遺障害及び死亡を含みます。                                                                                                                                                                                                                                                  |

第2章 共済契約のコース、限度額

(共済契約者及び被共済者)  
第2条 共済契約者及び被共済者は、本組合の定める範囲内の者とします。

(共済契約のコース)  
第3条 共済契約は、次の各号のいずれかのコースによります。  
（1）組合員又は組合員を構成する組合員等が共済契約者となつて、自らを被共済者とする共済契約（以下「個別コース」といいます。）  
（2）組合員が共済契約者となつて、自ら及びその継続して取引

している特定の取引先を被共済者とする共済契約（以下「小売店包括コース」といいます。）

(共済金額の限度額)  
第4条 この共済の共済金額の限度額は、次の7つのタイプとします。  
（1）a タイプ 1,000万円  
（2）b タイプ 2,000万円  
（3）c タイプ 3,000万円  
（4）S タイプ 5,000万円  
（5）A タイプ 1億円  
（6）B タイプ 2億円  
（7）C タイプ 3億円

第3章 共済金の支払い

(共済金を支払う場合)  
第5条 本組合は、対象製品が被共済者の占有から離れた後、その製品に起因して、共済期間中に発生した他人の身体の障害、財物の損壊につき、被共済者が共済期間中に賠償請求を提起されたことについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して共済金を支払います。

(損害の範囲)  
第6条 損害の範囲は、被共済者が賠償責任請求権者に支払うべき損害賠償金（治療費、休業損害、慰謝料や修理費など）及び支出した次の各号の費用とします。  
（1）損害を防止軽減するために要した必要又は有益な費用  
（2）損害を防止軽減するために要した必要又は有益と認められた手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合、その手段に要した応急措置費用、護送費用、その他緊急措置に要したものの及び支出についてあらかじめ本組合の書面による同意を得たもの  
（3）本組合の同意を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停に関する費用

(共済金の額)  
第7条 1回の損害賠償請求について本組合が支払うべき共済金の額は、次の算式によって得られた額とします。但し、共済証書に記載された共済金額を限度とします。  
損害賠償金（身体の障害に起因する損害賠償金と財物の損壊に起因する損害賠償金の合計額）及び前条の費用の額の合計額－共済証書に記載された免責金額  
2 共済金額は、共済期間を通じて、前項の規定により支払う共済金の総額にも適用します。本組合が、共済期間を通じて支払う前項の共済金の総額は、共済金額を限度とします。  
3 小売店包括コースの場合は、被共済者の全体で共済金額を適用します。  
4 共済契約締結時の売上高が事故発生時の売上高に比べて不足している場合は、共済金はその不足額に応じて減額します。  
5 第1項に定める1回の損害賠償請求とは、発生時期、発生場所の如何にかかわらず、対象となる対象製品に共通して存在する瑕疵に起因して共済期間中に発生した一連の損害賠償請求をいいます。  
6 第5条の損害に対する共済金については、他のPL共済又はPL保険等がある場合、次の算式により支払額を他のPL共済又はPL保険等と按分することがあります。

他の契約がないものとして算出した  
本組合の責任額 (A)

損害額 ×  $\frac{\text{他の契約がないものとして算出した本組合の責任額 (A)}}{\text{他の契約がないものとして算出した本組合の責任額 (A)} + \text{他の契約がないものとして算出した本組合以外の支払責任額 (B)}}$  = 共済金

① それぞれの契約につき他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えないときは、この算式を使用しません。

② 他の P L 共済又は P L 保険等と共済金を按分した場合の支払いの本組合の支払い方法は、独立責任額按分方式とします。

(共済金を支払わない場合)

第8条 本組合は、直接であると間接であるとを問わず、被共済者が次の各号のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

(1) 共済契約者又は被共済者の故意によって生じた賠償責任

(2) 戦争、暴動、騒じょう、労働爭議等の変乱に起因する賠償責任

(3) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波、洪水等の天災に起因する賠償責任

(4) 被共済者が所有、使用又は管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

(5) 被共済者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任

(6) 被共済者の使用人が被共済者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任

(7) 排水又は排気によって生じた賠償責任

(8) 被共済者と他人との間で損害賠償に関する特定の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償責任

(9) 対象製品の性質又は瑕疵に基づく当該生産物自体の賠償責任

(10) 被共済者が故意又は重大な過失により法令に違反して納入した生産物に起因する賠償責任

(11) 核燃料物質又は核原料物質によって汚染された物の有害な特性に起因する賠償責任

(12) 日本国外で発生した事故に起因する賠償責任又は日本国外で提起された訴訟による賠償責任

(13) 事故の発生及び拡大を防止するため、生産物の回収措置(注)に要した費用  
(注) 回収、廃棄、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。

(14) 共済契約締結の当時、共済契約者又は被共済者が共済期間中に損害賠償請求が提起されるおそれのある事故又は原因若しくは事由が発生していることを知っていた場合にその事故又は原因若しくは事由に起因する損害

第4章 共済期間及び共済掛金の払込み

(共済期間及び開始日)

第9条 共済期間は、毎年7月1日から翌年6月30日まで(共済年度)の1年間とします。但し、共済年度の中で共済契約を締結する場合は、本組合が共済契約を承認した日が属する月の翌月1日から当該共済年度の6月30日までの期間を共済期間とします。

2 本組合は、共済期間が開始した後であっても共済掛金受領前に生じた事故によって負担する賠償責任に対しては共済金を支払いません。

(共済掛金の払込み方法)

第10条 共済掛金は一括払いとします。

2 共済契約者は、次のいずれかの払込経路により払込むものとします。

ア、共済掛金口座振替特約による口座振替により払込む方法

イ、本組合又は取扱窓口への口座への送金により払込む方法

ウ、取扱窓口が派遣した集金人に払込む方法

3 本組合は、共済期間(更新に係る共済期間を含みます。)が始まった後でも共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。

第5章 共済契約者等の義務

(告知義務)

第11条 共済契約者及び被共済者は、契約の締結に際して本組合に提出する共済契約申込書等必要書類の記載事項について、誤りのない事実を記載することによって本組合に告知しなければなりません。

2 本組合は契約締結時に共済契約者、被共済者又はこれらの法定代理人が故意又は重大な過失によって、共済契約申込書の記載事項中重要な事項について知っている事実を告げず、又は不実のことを告げたとき書面による通知をもってこの契約を解除することができます。

3 本組合は、前項の解除が、事故の発生後になされた場合であっても、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていた場合は、本組合は共済金の返還を請求することができます。

4 前項の規定は、解除の原因となった事実に基づかずに発生した賠償責任については適用しません。

(通知義務)

第12条 共済契約締結後、共済契約申込書又は共済証書記載の事項に変更を生じさせる事実が発生したときは、共済契約者又は被共済者は遅滞なくその旨を本組合に通知しなければなりません。

2 前項の事項の発生によって危険増加が生じた場合において、通知をしなかったときは本組合はこの共済契約を解除することができます。

3 前項の解除が事故の発生した後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じたときから解除がなされたときまでに発生した事故による損害に対しては共済金を支払いません。この場合において既に共済金を支払っていたときは本組合はその返還を請求することができます。

(共済契約者等の氏名、名称、住所の変更通知)

第13条 共済契約者又は被共済者がその氏名、名称、住所を変更した場合は、遅滞なくその旨を本組合に通知しなければなりません。

第6章 共済契約の変更、無効、取消、解除又は解約

(契約の無効)

第14条 共済契約者又は被共済者が共済金を不法に取得する目的又は他人に不法に取得させる目的をもって共済契約の締結した場合は、この共済契約を無効とします。

(契約の取消)

第15条 共済契約の締結の際、共済契約者又は被共済者に詐欺又は強迫の行為があった場合は、本組合はこの共済契約を取り消すことができます。

**（重大事由による解除）**

第16条 本組合は、次のいずれかに該当した場合は、共済契約を解除することができます。

- （1）共済契約者又は被共済者が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を生じさせ又は生じさせようとした場合
- （2）共済契約者又は被共済者が次のいずれの号に該当した場合ア、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当すると認められることイ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められることウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められることエ、共済契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関していると認められることオ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- （3）共済契約者又は被共済者に対する本組合の信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大事由が発生した場合

**（共済金額の変更）**

第17条 契約締結後に共済金額の変更をしようとする場合は、契約をいったん解約し、解約日の翌日を開始日とする新たな契約を締結することとします。

**（契約の解約等）**

第18条 共済契約者は、本組合に対する書面による通知により契約を解約することができます。

- 2 共済掛金口座振替特約が付帯された共済契約の更新については、同特約に規定する再振替日に共済掛金が払い込まれない場合（本組合が認める方法により払い込まれた場合を除きます。）は、当該更新はなかったものとします。

**第7章 共済契約の無効等の場合の共済掛金の取扱い**

**（共済掛金の返還）**

第19条 共済契約が無効、取消、解除又は解約に該当する場合における共済掛金の取扱いは、次の通りとします。

- （1）第14条の無効 共済掛金の返還はありません。
- （2）第15条の取消 共済掛金の返還はありません。
- （3）第16条の解除 共済掛金の返還はありません。
- （4）第17条又は第18条第1項の解約 本組合の定める取扱いに基づき返還します。

**（本組合が直接取扱う契約の取扱い）**

第20条 本組合が直接取り扱う契約については前条の規定に基づく本組合の定める取り扱いによる算出額が、250円未満の場合については返還はありません。

**第8章 事故発生時の手続き、義務及び共済金請求**

**（事故の発生）**

第21条 共済契約者又は被共済者は、損害賠償請求が提起されるおそれのある事故又は原因若しくは事由が発生したことを知ったときは、次の各号を履行しなければなりません。

- （1）事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、事故の状況等、また、損害賠償請求を受けた場合は、その内容を遅滞なく本組合に通知すること
- （2）他者から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全又は行使について必要な手続きをするとともに、そ

の他損害を防止軽減するために必要な手段を講じること

- （3）あらかじめ本組合の承認を得ないで、損害賠償責任の全部又は一部を承認しないこと。但し、応急手当、護送その他緊急措置については除きます。
  - （4）損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、又は提起されたときは、ただちに書面により本組合に通知すること
- 2 共済契約者又は被共済者が、正当な理由なく前項の義務に違反した場合は、共済金を支払いません。

**（共済金請求の手續及び支払い）**

第22条 共済金の支払請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求者との間で、判決又は裁判上の和解、調停若しくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができます。

- 2 被共済者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求書、被共済者が損害賠償金を負担することを示す判決書、示談書、その他本組合が求める書類を提出しなければなりません。
- 3 本組合は、提出された所定の報告書及び関係書類がすべて提出された後、内容等を審査し決定した共済金を30日以内に支払います。但し、本組合が必要な調査を行うに当たり、共済契約者又は被共済者が理由なくこれを妨げ又は応じなかったことにより支払が遅延した期間、及び特別な調査に必要とされる期間は含みません。

**第9章 提携賠償責任保険への加入等**

**（提携賠償責任保険への加入等）**

第23条 本共済契約の被共済者は、本組合が提携し、本組合を保険契約者とする賠償責任保険契約（以下「提携保険契約」といいます。）の被保険者となるものとします。

- 2 提携保険契約の保険料は、本組合が、受領した共済掛金のうちから支払うこととします。
- 3 提携保険契約に係る保険金請求及び保険金の受取りについては、本組合が行うこととします。
- 4 提携保険契約に係る保険金は、本共済契約の共済金に充当し、被共済者に支払うこととします。

**第10章 その他**

**（損害賠償請求権の代位）**

第24条 損害が生じたことにより、被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、本組合がその損害に対し共済金を支払ったときは、その債権は本組合に移転します。

**（先取特権）**

第25条 損害賠償請求権者は、被共済者の本組合に対する共済金請求権について先取特権を有します。

- 2 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。又共済金請求権を質権の目的とし、又は差し押さえることはできません。

**（時効）**

第26条 共済金を請求する権利は、第22条第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過したときは、時効によって消滅します。

**（その他）**

第27条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準

抛します。